

# 平成21年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 平成21年7月6日(月)午前10時00分  
場 所 宇都宮市役所9階 9B会議室

平成21年第2回宇都宮市公平委員会次第

7月6日(月) 午前10時00分  
宇都宮市役所9階 9B会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指定

3 議 事

日程第1 議案第4号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について

日程第2 議案第5号 宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について

4 閉 会

議案第4号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について  
宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成21年7月6日提出

委員長 白井裕己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

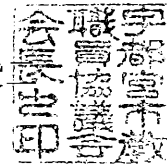
# 登録事項の変更届

平成21年 6月 8日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 坂本 俊



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のと  
おり登録事項の変更を届け出ます。

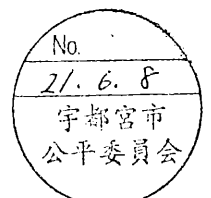
1. 変更事項 別紙(1)のとおり

2. 変更の事由

(1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の変更

3. 変更の事由が生じた日

平成21年5月29日



(別紙1)

平成21年度

宇都宮市教職員協議会 本部役員名簿

(○印は新役員)

役職名	氏名	職名	所属校	勤務校所在地	電話
会長	坂本 俊二	教諭	泉が丘中	泉が丘4丁目11-40	661-2508
副会長	大貫 孝	教諭	戸祭小	戸祭1丁目10-25	622-6244
副会長	塚野 伸一	教諭	陽南中	陽南2丁目4-58	658-1293
副会長	廣瀬 英男	教諭	田原中	下田原町1722	672-0008
副会長	福田 千代	養護教諭	瑞穂野南小	西刑部町444	656-1589
事務局長	齋藤 正美	教諭	豊郷北小	横山町411-3	665-0205
事務局次長	石川 篤子	事務長	陽南小	大和1丁目10-15	658-1280
事務局次長	石塚 真人	教諭	瑞穂野中	下桑島町1078	656-1586
○事務局次長	江連 俊明	主任	上河内中	中里162	674-2108
事務局次長	数又 正史	教諭	石井小	石井町1213	661-3003
○監事	武田 容子	事務長	緑が丘小	緑3丁目3-12	658-2600
監事	小池 公子	教諭	田原小	上田原355	672-0200
監事	神山賀代子	主査	鬼怒中	下平出町3764-10	661-6337

## 平成21年度 宇都宮市教職員協議会 学校理事名簿

(○印は新理事)

氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○ 渡辺秀夫	中央小	教諭	宇都宮市中央本町1-29	635-3043
○ 村松保子	東小	教諭	宇都宮市東塙田1-6-14	622-2282
○ 梁島万実	西小	教諭	宇都宮市西1-2-13	634-6129
○ 小島弘子	築瀬小	教諭	宇都宮市南大通り2-6-6	633-0363
○ 木村裕子	西原小	教諭	宇都宮市西原2-5-42	634-4401
○ 高野賢	戸祭小	教諭	宇都宮市戸祭1-10-25	622-6244
○ 渡邊光恵	今泉小	教諭	宇都宮市元今泉1-7-29	635-1725
○ 菊地裕志	昭和小	教諭	宇都宮市戸祭元町1-15	622-3868
○ 石川真人	陽南小	教諭	宇都宮市大和1-10-15	658-1280
○ 麦倉智美	桜小	教諭	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
○ 相良清仁	錦小	教諭	宇都宮市錦2-7-15	621-0444
○ 堀内多恵	細谷小	教諭	宇都宮市細谷1-4-38	624-6023
○ 手塚正道	峰小	養護教諭	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○ 花田智	富士見小	教諭	宇都宮市鶴田町2708-3	633-4549
○ 生出香織	泉が丘小	教諭	宇都宮市泉が丘7-12-14	661-2255
○ 渡部恭平	石井小	教諭	宇都宮市石井町1213	661-3003
○ 大関水希	緑が丘小	教諭	宇都宮市緑3-3-12	658-2600
○ 関守康	宮の原小	教諭	宇都宮市宮原4-1-14	633-1505
○ 亀田利行	御幸小	教諭	宇都宮市御幸本町4638-1	662-3268
○ 小川昭俊	明保小	教諭	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
○ 石川忠	宝木小	教諭	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
○ 柴崎信一	城東小	教諭	宇都宮市築瀬町360	635-9534
○ 西村詔子	平石中央小	教諭	宇都宮市下平出町479	661-0309
○ 岡本真理	平石北小	教諭	宇都宮市平出町1804	661-0647
○ 駒津瞳	清原中央小	教諭	宇都宮市道場宿町848	667-0106
○ 毛塚文代	清原南小	養護教諭	宇都宮市上籠谷町1401	667-0516
○ 田中聡美	清原北小	養護教諭	宇都宮市板戸町1765	667-0780
○ 坂本武男	清原東小	教諭	宇都宮市氷室町1713-1	667-0515
○ 真分由記子	横川中央小	教諭	宇都宮市屋板町1072	656-1141
○ 鶴見克己	横川東小	教諭	宇都宮市下栗町963	656-1031
○ 斉藤和久	横川西小	教諭	宇都宮市上横田町850	658-2679
○ 安藤春江	瑞穂野北小	教諭	宇都宮市下桑島町465	656-1587
○ 大嶋景子	瑞穂野南小	教諭	宇都宮市西刑部町444	656-1589
○ 藤井創太郎	豊郷中央小	教諭	宇都宮市関堀町337	624-8202
○ 郷間裕之	豊郷南小	教諭	宇都宮市竹林町532	621-0443
○ 石川晴美	豊郷北小	教諭	宇都宮市横山町411-3	665-0205
○ 高橋明美	国本中央小	教諭	宇都宮市宝木本町1864-1	665-0900
○ 堀内真典	国本西小	教諭	宇都宮市新里町丁292	652-1186
○ 金子勇	城山中央小	教諭	宇都宮市大谷町1402	652-0036
○ 田中久絵	城山西小	養護教諭	宇都宮市古賀志町583	652-0800
○ 中里秀之	城山東小	教諭	宇都宮市駒生町2360	652-0700
○ 奥田敦子	富屋小	教諭	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○ 江連和範	篠井小	教諭	宇都宮市下小池町569-37	669-2102
○ 内山秀方	姿川中央小	教諭	宇都宮市下砥上町121	658-2397
○ 河内里恵	姿川第一小	教諭	宇都宮市西川田本町3-11-15	658-0419
○ 五月女俊夫	姿川第二小	教諭	宇都宮市砥上町52	648-3429
○ 藤沢まゆみ	雀宮中央小	教諭	宇都宮市雀の宮3-10-13	653-0005

(○印は新理事)

	氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○	館野由美子	雀宮東小	主任	宇都宮市下反町町256-1	653-0059
○	柴田陽子	雀宮南小	教諭	宇都宮市南町3-3	654-0049
	藤田直樹	陽東小	教諭	宇都宮市陽東2-16-36	661-2100
○	川田高弘	御幸が原小	教諭	宇都宮市御幸が原町53-2	663-0358
○	鈴木志乃	五代小	教諭	宇都宮市五代2-22-33	653-8531
○	野口哲夫	陽光小	教諭	宇都宮市緑5-3-16	658-8650
	山田 真	瑞穂台小	教諭	宇都宮市瑞穂1-22	656-4645
○	岡村聖美	晃宝小	教諭	宇都宮市宝木本町1263-1	665-5295
○	八戸隆和	新田小	教諭	宇都宮市針ヶ谷1-18-21	653-5288
	薄根真弓	海道小	教諭	宇都宮市海道町35-1	661-6620
○	神山久恵	西が岡小	教諭	宇都宮市宝木町2-1075-12	624-1081
	星 義夫	上戸祭小	教諭	宇都宮市上戸祭町271-1	624-6615
○	三沢篤史	上河内東小	教諭	宇都宮市下小倉町1302	674-2106
○	矢野靖子	上河内西小	教諭	宇都宮市関白町471	674-2011
○	金井拓美	上河内中央	教諭	宇都宮市中里町201-1	674-2018
○	横山朋子	岡本小	教諭	宇都宮市岡本町2623	673-1831
○	小池敏夫	白沢小	教諭	宇都宮市白沢町1643	673-1817
○	鈴木淳司	田原小	教諭	宇都宮市上田原町355	672-0200
○	柳谷充男	岡本西小	教諭	宇都宮市中岡本町3709-2	673-2015
○	佐藤亜紀	岡本北小	教諭	宇都宮市中岡本町2481-1	673-5810
○	森 路代	田原西小	教諭	宇都宮市立伏町8-1	672-3170
	秋山沙織	一条中	教諭	宇都宮市一条1-4-7	633-0401
○	横田博宣	陽北中	教諭	宇都宮市今泉町47-2	621-8491
○	鎌田麻恵	旭 中	教諭	宇都宮市天神1-1-42	634-9177
○	若林謙作	陽南中	教諭	宇都宮市陽南2-4-58	658-1293
○	山崎大介	陽西中	教諭	宇都宮市陽西町1-16	622-2328
○	君島理絵	星が丘中	教諭	宇都宮市星が丘2-3-31	622-6542
○	近藤円佳	陽東中	教諭	宇都宮市石井町2800-42	662-9105
○	岩出智倫	泉が丘中	教諭	宇都宮市泉が丘4-11-40	661-2508
	黒川真一	宮の原中	教諭	宇都宮市鶴田町261	648-2226
	渡邊留美子	清原中	教諭	宇都宮市金当山町231	667-0101
	市田雅美	横川中	教諭	宇都宮市屋板町143	656-2441
	北條紀子	瑞穂野中	教諭	宇都宮市下桑島町1078	656-1586
○	入江敦史	豊郷中	教諭	宇都宮市関堀町350	624-8201
	手塚千貴	国本中	教諭	宇都宮市新里町丁1608-19	665-1146
○	杉山 巧	城山中	教諭	宇都宮市大谷町1423	652-0108
○	野宮道代	晃陽中	教諭	宇都宮市徳次郎町1964	665-0042
○	佐藤 昭	姿川中	教諭	宇都宮市西川田町1038	658-2203
○	益本 藍	雀宮中	教諭	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
	増子多恵子	鬼怒中	教諭	宇都宮市平出町3764-10	661-6337
○	細井三知代	宝木中	教諭	宇都宮市細谷町604	621-3959
○	山田辰哉	若松原中	教諭	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
○	小筆啓雄	上河内中	教諭	宇都宮市中里町162	674-2108
○	石川幸枝	古里中	教諭	宇都宮市中岡本町3130	673-1815
○	馬籠智江理	田原中	教諭	宇都宮市下田原町1722	672-0008
○	手塚智博	河内中	教諭	宇都宮市中岡本町3743	673-3772

# 役員選出証明書

公示日	平成21年4月21日	組合員総数	2,008	投票者数	1,626
投票日	平成21年5月7日	投票場所	会員の所属する各学校		
連合体で代議制 による場合	有権者の 範囲	/	有権者 総数	/	投票者 総数

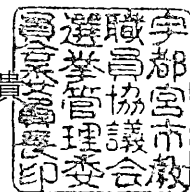
本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成21年5月29日

宇都宮市教職員協議会

平成21年度選挙管理委員長

水嶋 裕貴





平成21年度 宇都宮市教職員協議会

本部役員選挙の結果

投票日 平成21年5月7日

会長立候補者(定員1名)

信任投票数	氏名	所属	職名
1,624	坂本 俊二	泉が丘中	教諭

副会長立候補者(定員4名)

1,622	大貫 孝	戸祭小	教諭
1,624	塚野 伸一	陽南中	教諭
1,622	廣瀬 英男	田原中	教諭
1,622	福田 千代	瑞穂野南小	養護教諭

事務局長立候補者(定員1名)

1,622	齋藤 正美	豊郷北小	教諭
-------	-------	------	----

事務局次長立候補者(定員4名)

1,623	石川 篤子	陽南小	事務長
1,621	石塚 真人	瑞穂野中	教諭
1,622	江連 俊明	上河内中	主任
1,621	数又 正史	石井小	教諭

監事立候補者(定員3名)

1,623	武田 容子	緑ヶ丘小	事務長
1,622	小池 公子	田原小	教諭
1,622	神山 賀代子	鬼怒中	主査

平成21年度  
宇都宮市教職員協議会 学校理事選挙結果の報告

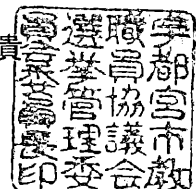
信任投票数	氏名	所属校	職名
1,626	渡辺秀夫	中央小	教諭
1,626	村松保子	東小	教諭
1,626	梁島万実	西小	教諭
1,626	小島弘子	築瀬小	養護教諭
1,626	木村裕子	西原小	教諭
1,626	高野賢	戸祭小	教諭
1,626	渡邊光恵	今泉小	教諭
1,626	菊地裕志	昭和小	教諭
1,626	石川真人	陽南小	教諭
1,626	麦倉智美	桜小	教諭
1,626	相良清仁	錦小	教諭
1,626	堀内多恵	細谷小	教諭
1,626	手塚正道	峰小	教諭
1,626	花田智	富士見小	教諭
1,626	生出香織	泉が丘小	教諭
1,626	渡部恭平	石井小	教諭
1,626	大関水希	緑が丘小	養護教諭
1,626	関守康	宮の原小	教諭
1,626	亀田利行	御幸小	教諭
1,626	小川昭俊	明保小	教諭
1,626	石川忠	宝木小	教諭
1,626	柴崎信一	城東小	教諭
1,626	西村詔子	平石中央小	教諭
1,626	岡本真理	平石北小	教諭
1,626	駒津瞳	清原中央小	教諭
1,626	毛塚文代	清原南小	教諭
1,626	田中聡美	清原北小	養護教諭
1,626	坂本武男	清原東小	教諭
1,626	真分由記子	横川中央小	教諭
1,626	鶴見克己	横川東小	教諭
1,626	斉藤和久	横川西小	教諭
1,626	安藤春江	瑞穂野北小	教諭
1,626	大嶋景子	瑞穂野南小	教諭
1,626	藤井創太郎	豊郷中央小	教諭
1,626	郷間裕之	豊郷南小	教諭
1,626	石川晴美	豊郷北小	教諭
1,626	高橋明美	国本中央小	教諭
1,626	堀内真典	国本西小	教諭
1,626	金子勇	城山中央小	教諭
1,626	田中久絵	城山西小	教諭
1,626	中里秀之	城山東小	教諭
1,626	奥田敦子	富屋小	教諭
1,626	江連和範	篠井小	教諭
1,626	内山秀方	姿川中央小	教諭
1,626	河内里恵	姿川第一小	教諭
1,626	五月女俊夫	姿川第二小	教諭
1,626	藤沢まゆみ	雀宮中央小	教諭

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,626	館野由美子	雀宮東小	教諭
1,626	柴田陽子	雀宮南小	教諭
1,626	藤田直樹	陽東小	教諭
1,626	川田高弘	御幸が原小	教諭
1,626	鈴木志乃	五代小	教諭
1,626	野口哲夫	陽光小	教諭
1,626	山田真	瑞穂台小	教諭
1,626	岡村聖美	晃宝小	主事
1,626	八戸隆和	新田小	教諭
1,626	薄根真弓	海道小	教諭
1,626	神山久恵	西が岡小	教諭
1,626	星義夫	上戸祭小	教諭
1,626	三沢篤史	上河内東小	教諭
1,626	矢野靖子	上河内西小	養護教諭
1,626	金井拓美	上河内中央小	養護教諭
1,626	横山朋子	岡本小	主任
1,626	小池敏夫	白沢小	教諭
1,626	鈴木淳司	田原小	教諭
1,626	柳谷充男	岡本西小	教諭
1,626	佐藤亜紀	岡本北小	教諭
1,626	森路代	田原西小	教諭
1,626	秋山沙織	一条中	教諭
1,626	横田博宣	陽北中	教諭
1,626	鎌田麻恵	旭中	教諭
1,626	若林謙作	陽南中	教諭
1,626	山崎大介	陽西中	教諭
1,626	君島理絵	星が丘中	教諭
1,626	近藤円佳	陽東中	教諭
1,626	岩出智倫	泉が丘中	教諭
1,626	黒川真一	宮の原中	教諭
1,626	渡邊留美子	清原中	教諭
1,626	市田雅美	横川中	教諭
1,626	北條紀子	瑞穂野中	教諭
1,626	入江敦史	豊郷中	教諭
1,626	手塚千貴	国本中	教諭
1,626	杉山巧	城山中	教諭
1,626	野宮道代	晃陽中	教諭
1,626	佐藤昭	姿川中	教諭
1,626	益本藍	雀宮中	教諭
1,626	増子多恵子	鬼怒中	教諭
1,626	細井三知代	宝木中	教諭
1,626	山田辰哉	若松原中	教諭
1,626	小筆啓雄	上河内中	教諭
1,626	石川幸枝	古里中	教諭
1,626	馬籠智江理	田原中	教諭
1,626	手塚智博	河内中	教諭

投票の結果、上記のとおり信任されましたので報告いたします。

平成21年5月29日 宇都宮市教職員協議会 選挙管理委員会

委員長 水嶋 裕貴



平成21年4月21日

学 校 理 事 各 位

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員 長 水嶋 裕貴



平成21年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示について

このことについて、別紙の通り公示しましたので、貴校会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本会役員の上候補に関する所定の届け出用紙は、宇都宮市立豊郷北小学校（選挙管理委員会事務局）にございますのでご請求ください。

また、立候補の締切は4月27日（月）午後4時までとし、選挙管理委員会事務局（宇都宮市立豊郷北小学校 齋藤正美）必着にて提出されるようお願いいたします。

なお、送送が遅れる場合もあるようです。緊急の場合はFAX（豊郷北小 事務局 665-0244 宇教協専用）でお知らせください。

記

1. 立候補受付開始 平成21年4月23日（木）
2. 立候補受付締切 平成21年4月27日（月）午後4時まで

平成21年4月21日

## 平成21年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成21年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

### 記

- |           |              |    |
|-----------|--------------|----|
| 1. 選挙期日   | 平成21年5月7日（木） |    |
| 2. 役員及び人数 | 会長           | 1名 |
|           | 副会長          | 4名 |
|           | 事務局長         | 1名 |
|           | 事務局次長        | 4名 |
|           | 監事           | 3名 |

# 宇都宮市教職員協議会規約

## 第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会という。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつぎの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

## 第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

## 第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があったとき、または理事会で必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。

- 1 総会および評議員会の決議事項に関すること
- 2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。

- 1 会務および緊急事項に関すること
- 2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第9条第1号および第4号から第6号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

#### 第4章 役員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
事 務 局 長	1 名
事務局次長	4 名
常 任 理 事	若干名
監 事	3 名

第21条 前条の役員は（除く常任理事）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員（除く監事）および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

ただし同一役職継続4年を越えることはできない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間二分の一未満の場合はこれを行わない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は会務を掌握し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。

事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。

監事は、会計の監査を行う。

#### 第5章 事務局

第24条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録
- 4 会 計 簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

#### 第6章 会 計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ること

よって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名することができる。

#### 第8章 補 則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

#### 付 記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

## 慶 弔 規 定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合が生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より

適用する。

#### 付 記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

# 宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条第2項の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。  
ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。



議案第5号

宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について  
宇都宮市職員労働組合の登録事項を届出どおり変更する。

平成21年7月6日提出

委員長 白 井 裕 己

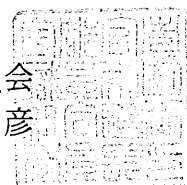
職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

宇職労選委告示第1号

宇都宮市職員労働組合の役員は2009年6月22日任期が満了するので、それにもない宇都宮市職員労働組合投票規程第7条の規定により、宇都宮市職員労働組合役員  
の一般選挙を次により行う。

2009年6月1日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会  
委員長 高田明彦



- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 選挙の期日     | 2009年6月15日(月)      |
| 2 投票時間      | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| 3 選挙すべき役員の数 | 中央執行委員長 1人         |
|             | 副中央執行委員長 3人        |
|             | 書記長 1人             |
|             | 財政局長 1人            |
|             | 書記次長 1人            |
|             | 中央執行委員 9人          |
|             | 監事 3人              |

宇職労選委告示第2号

2009年6月15日に行う宇都宮市職員労働組合の役員選挙の開票は、次により行う。

2009年6月1日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会  
委員長 高田明彦



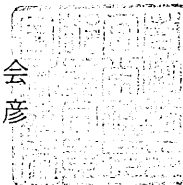
- 1 場所 宇都宮市役所14B会議室
- 2 日時 2009年6月17日(水) 午後6時00分

宇職労選委告示第3号

2009年6月15日執行の宇都宮市職員労働組合役員選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

2009年6月3日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会  
委員長 高田明彦



2009年6月1日

届出 受理 番号	役職名	候補者名	所属分会
1	中央執行委員	町田和二	河内地域自治センター分会
2	書記長	沼子直美	書記局分会
3	中央執行委員	諏訪部幸男	土木管理課分会
4	監事	鈴木伸岳	河内地域自治センター分会
5		大貫一郎	上河内地域自治センター分会
6	中央執行委員長	田村好昭	管財課分会
7	中央執行委員	岡千秋	障がい福祉課分会
8	財政局長	水井則文	契約課分会
9	中央執行委員	佐藤恵子	保険年金課分会
10		高根澤靖之	下水道建設課分会
11		広田勝之	書記局分会
12		小平和広	下水道施設管理課分会
13	副中央執行委員長	西部光世	農村整備課分会

2009年6月2日

届出 受理 番号	役職名	候補者名	所属分会
14	副中央執行委員長	本崎雪吉	保険年金課分会
15	中央執行委員	宮下カツエ	保育園現業分会
16	書記次長	山本英樹世	書記局分会
17	監事	和田健男	検査・監査・選管分会
18	副中央執行委員長	奥沢佳之	書記局分会
19	中央執行委員	高瀬誠司	上河内地域自治センター分会

宇職労選委告示第4号

2009年6月15日執行の宇都宮市職員労働組合役員選挙について、届出のあった候補者がその選挙における役員の定数を超えないので、宇都宮市職員労働組合投票規程第28条第1項の規定により、信任投票を行う。

2009年6月3日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会  
委員長 高田明彦



信任投票を行う役員及びその数

- ・中央執行委員長 1人
- ・副中央執行委員長 3人
- ・書記長 1人
- ・書記次長 1人
- ・財政局長 1人
- ・中央執行委員 9人
- ・監事 3人

2009年6月15日執行の宇都宮市職員労働組合役員選挙の結果、次の者が当選人となった。

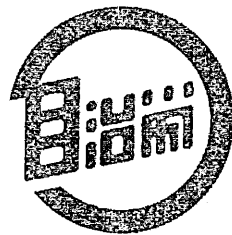
2009年6月17日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会  
委員長 高田明彦



役職名	候補者名	得票数(信任票)	所属分会
中央執行委員長	田村好昭	1481票	管財課分会
副中央執行委員長	奥沢佳之	1494票	書記局分会
	本崎雪吉	1495票	保険年金課分会
	西部光世	1484票	農村整備課分会
書記長	沼子直美	1497票	書記局分会
財政局長	水井則文	1491票	契約課分会
書記次長	山本英樹世	1470票	書記局分会
中央執行委員	広田勝之	1498票	書記局分会
	宮下カツエ	1497票	保育園現業分会
	高根澤靖之	1497票	下水道建設課分会
	諏訪部幸男	1498票	土木管理課分会
	岡千秋	1502票	障がい福祉課分会
	佐藤恵子	1500票	保険年金課分会
	小平和広	1497票	下水道施設管理課分会
	高瀬誠司	1501票	上河内地域自治センター分会
	町田和二	1499票	河内地域自治センター分会
監事	大貫一郎	1499票	上河内地域自治センター分会
	和田健男	1500票	検査・監査・選管分会
	鈴木伸岳	1501票	河内地域自治センター分会

# 宇都宮市職員労働組合規約



自治労栃木県本部

宇都宮市職員労働組合

# 宇都宮市職員労働組合同規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 組合は、宇都宮市職員労働組合という。

(組織)

第2条 組合は、宇都宮市職員及びこれに準ずる者をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を宇都宮市旭1丁目1番5号市役所内におく。

(目的)

第4条 組合は、組合員の自主的団結と相互扶助の精神により、組合員の基本的な人権と自由を守り、労働条件の維持改善と経済的・社会的・文化的地位の向上を図り、市政の民主化と地方自治の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第5条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 組合員の賃金及び労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の教養と文化体育の向上に関すること
- (3) 組合員の相互扶助並びに福利厚生事業に関すること
- (4) 市民のための市政確立に関すること
- (5) 同一目的を持つ団体及び民主的諸団体との連係協力に関すること
- (6) その他目的達成のために必要なこと。

## 第2章 組合員

### 第1節 組合員の資格

(組合員の資格と範囲)

第6条 宇都宮市の職員は、組合の組合員となる資格を有する。但し、宇都宮市公平委員会が規則で定める管理職員等に該当する職員を除く。

2 前項の定める職員以外の者で、次の各号に掲げる者は組合員となる資格を有する。

- (1) 組合に勤務する書記及びその他の職員
- (2) 第43条の役員となった者
- (3) 大会及び中央委員会の承認を得た者

(加入の手続き)

第7条 前条により資格を有する者は、加入届けに必要な事項を記入し中央執行委員長に届けなければならない。ただし、第13条の統制により処分を受けた者が再び加入しようとするときには、大会の承認を得なければならない。

(資格の取得)

第8条 組合員としての資格は、前条の手続きを経て組合員名簿に登録されたときより始まる。



(差別待遇の禁止)

第9条 組合員となる資格を有する者は、組合加入について差別されることはない。

(資格の疑義)

第10条 組合員の資格について疑義のあるときは、中央委員会で決める。

(脱退)

第11条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記した届書を中央執行委員長に提出しなければならない。

2 中央執行委員長は、前項の届書を受理したときは直近の中央執行委員会に報告し、当該組合員を組合員名簿より削除するものとする。ただし、組合に債務その他義務があるときには、それらを履行した後でなければ脱退を認めない。

(資格の喪失)

第12条 組合員であつて次の各号に該当するときはその資格を失うものとする。

- (1) 第6条に適用されなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 組合を脱退したとき
- (4) 組合を除名されたとき

(統制)

第13条 組合員が次の各号の一に該当するときは、制裁が加えられる。

- (1) 第17条、第18条、第19条、第20条に規定する義務を履行しなかったとき
  - (2) 組合の統制をみだしたとき
  - (3) 組合の名誉をき損したとき
  - (4) その他、組合員に不利益を与えたと認められたとき
- 2 前項の統制の種類は、次のとおりとする。
- (1) 戒告
  - (2) 権利の停止
  - (3) 除名
- 3 前項の制裁は、戒告及び権利の停止については中央委員会において、除名については大会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の直接無記名投票による議決によらなければならない。なお、その投票に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 前項の会議においては、その組合員に対し自ら弁明する機会を与えるとともに、当該組合員の選んだ3人以内の組合員による弁護の機会を与えなければならない。
- 5 組合員の制裁を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって当該組合員に通知しなければならない。

## 第2節 組合員の権利と義務

(平等の原則)

第14条 組合員は、この規約によってすべて平等な権利を有し、義務を負う。

2 組合員はすべて、年齢、性別、職種、熟練の程度、勤続年数、国籍、社会的身分、思想、宗教、門地等により、組合員たる資格を奪われることはない。

(意見発表及び閲覧の自由)

第15条 組合員は、組合の各種機関の行動について報告を求め、規約の定めるところにより、自由な意思によって発言をなし評決することができる。また、別に定められた手続きを経て、会計簿及び証拠書類、機関会議の議事録等閲覧することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第16条 組合員はこの規約により、役員その他すべての代表に対する選挙権及び被選挙権を有する。

(遵守の義務)

第17条 組合員は、規約を遵守し、組合各機関の決定及び統制に従わなければならない。

(責任と利益)

第18条 組合員は、等しく第5条に規定された事業及び活動に協力する義務を負い、その利益を受ける。

(出席の義務)

第19条 組合員は、規約に定めのある会議に招集されたとき、これに出席し表決に参加する義務を負わなければならない。

(組合費納入の義務)

第20条 組合員は、加入の翌月より組合員の資格を喪失した月まで組合費を納入しなければならない。

### 第3章 支部

(支部)

第21条 組合は、独自の要求に基づく活動を進めるため、支部を置く。

(支部の種別)

第22条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。

- (1) 上河内地域自治センターの行政区の組合員で構成するもの。
- (2) 河内地域自治センターの行政区の組合員で構成するもの。
- (3) 上記の地域自治センターの行政区以外の組合員で構成するもの。
- (4) 現業職の組合員で構成するもの。
- (5) その他必要に応じて組合員が構成するもの。

(分会)

第23条 第22条第1項第1号から3号の支部には、その組合員で構成する分会を置く。

(支部及び分会の構成及び運営)

第24条 この章に規定するもののほか、支部及び分会の構成並びに運営に関する必要な事項は別に定める。

## 第4章 組合の機関

### 第1節 機関

(機関の種類)

第25条 組合に次の機関を設ける。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会

### 第2節 大会

(大会の性格と構成)

第26条 大会は組合の最高決議機関であつて、代議員及び役員をもつて構成される。

- 2 定期大会は、毎年6月に中央執行委員長が招集する。
- 3 中央執行委員長は、次の各号の場合、30日以内に臨時大会を招集しなければならない。
  - (1) 中央委員会が必要を認めたとき。
  - (2) 組合員の3分の1以上が、会議の事項を示して開催を請求したとき。
- 4 大会の招集は、開会の日前5日までにその日時、場所及び議題を代議員に通知して行なうものとする。

(代議員)

第27条 代議員は分会を選出母体とし、その定数は当該分会の組合員10名に1人とする。なお、10名に満たない端数が6名以上の場合1人を加える。また、当該分会の組合員数が10名未満の場合は1人とする。

(大会に附する事項)

第28条 大会に附する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 運動方針の決定及び年度計画に関する事項
- (3) 組合の解散又は合併に関する事項
- (4) 他団体に対する加入又は脱退に関する事項
- (5) 組合員の除名に関する事項
- (6) 組合費に関する事項
- (7) 予算及び決算に関する事項
- (8) 資産の管理又は処分並びに基金に関する事項
- (9) 役員認証及び総辞職と不信任に関する事項
- (10) 労働協約に関する事項
- (11) 職業的に資格のある会計監査人の委嘱
- (12) 特別執行委員の選任
- (13) その他、前各号に規定するものの他必要な事項

### 第3節 中央委員会

(中央委員会)

第29条 中央委員会は大会に次ぐ機関であって、中央委員及び役員をもって構成し、必要に応じて中央執行委員長が招集する。ただし、中央委員の3分の1以上の者から請求があった場合、中央執行委員長は、速やかに招集しなければならない。

(中央委員会に附する事項)

第30条 中央委員会に附する事項は、次のとおりとする。

- (1) 運動方針に基づく活動計画の細目に関する事項
- (2) 補正予算に関する事項
- (3) 疑義を生じた規約の解釈に関する事項
- (4) この規約運営に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 労働協約により生じた諸協定に関する事項
- (6) 臨時組合費の徴収決定に関する事項
- (7) 副中央執行委員長及び執行委員の定数
- (8) 専従役員の設定
- (9) 中央委員及び役員の新免に関する事項
- (10) その他、前各号に規定するものの他必要な事項

(中央委員)

第31条 中央委員は分会を選出母体とし、以下の各号の定数により選出される。

- (1) 当該分会の組合員50名に1人とする。なお、50名を超えてその端数が26名以上の場合は1人を加える。
- (2) 当該分会の組合員が50名未満の場合は、1人とする。
- 2 中央委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 中央委員の選出は、組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、定数を超えないときは投票を省略することができる。
- 4 前項の規程により選出された中央委員は、当該分会の組合員でなくなったときは中央委員の資格を失うものとする。
- 5 中央委員の欠員を生じたときは、当該分会は直ちに補充しなければならない。その任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4節 中央執行委員会

(中央執行委員会)

第32条 中央執行委員会は、組合の執行機関であって、大会及び中央委員会の議決事項の執行及び緊急事項の処理にあたり、監事を除く役員をもって構成し、中央執行委員長が随時これを招集する。

### 第5節 機関の会議

(機関会議の運営)

第33条 第25条第1号、第2号、第3号の機関会議はすべて表決権を持つ構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

第34条 前条に規定するもののほか、機関会議等の運営に関する必要な事項は別に定める。

## 第6節 書記局と専門部

### (書記局)

第35条 組合業務を遂行し、事務を処理するために書記局を設ける。また、書記長が書記局を主宰する。

- 2 書記局に書記若干名をおき、書記の任免は中央執行委員会の議決をもって中央執行委員長がこれを行う。
- 3 書記は、書記長の指示のもと、業務を遂行し、事務を処理する。
- 4 前項に規定するもののほか、書記局の運営に関する必要な事項は別に定める。

### (専門部)

第36条 組合の業務を専門的に実践するために、専門部をおくことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、専門部設置及び運営に関する必要な事項は別に定める。

## 第5章 補助機関

### (青年部)

第37条 組合は、補助機関として、独自の要求に基づく活動を進め、親睦を深め組合運動を強化するために補助機関として青年部を置く。

### (構成)

第38条 青年部は、35歳以下の組合員で構成する。

### (組合機関上の関係)

第39条 青年部は、組合機関の決定に従い行動し、その代表者は前条に定める条件を満たす役員がこれにあたるものとする。

- 2 青年部にあつては、当該役員がその任期中に前条の条件を欠いたとき、その執行部役員としての残任期間に限り、その代表者の職を継続することができる。

### (委任)

第40条 この章の規定するもののほか青年部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6章 役員

### (役員の種類)

第41条 この会に次の役員をおく。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 中央執行委員長  | 1名  |
| (2) 副中央執行委員長 | 若干名 |
| (3) 書記長      | 1名  |
| (4) 財政局長     | 1名  |
| (5) 書記次長     | 1名  |
| (6) 中央執行委員   | 若干名 |
| (7) 特別中央執行委員 | 若干名 |
| (8) 監事       | 3名  |

(役員職務)

第42条 中央執行委員長は組合を代表し、大会、中央委員会の決定に基づき、組合業務執行に関する一切の責任を負う。

- 2 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。
- 3 書記長は、書記局を統括し、これに対し責任を持つ。
- 4 財政局長は、組合の財務管理及び会計処理を行い、これに対し責任を持つ。
- 5 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはこれを代理する。
- 6 中央執行委員は中央執行委員会の構成員として、組合の業務を分掌する。
- 7 監事は会計業務を監査し、年1回以上組合員に報告しなければならない。
- 8 特別中央執行委員は、大会、中央委員会の決定に基づき、業務に参加する。

(役員選出)

第43条 役員(特別中央執行委員を除き)は、組合員の中から全組合員の直接無記名投票により選出する。また、役員(特別中央執行委員を除き)に欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

- 2 前項に規定する投票に関する事項は、別に定める。
- 3 特別中央執行委員は、大会の議決を経て、中央執行委員長が委嘱する。

(役員任期)

第44条 役員の任期は、その年の定期大会から翌々年の定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2 前条の1項の補欠選挙によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員をやむを得ない事由により辞任しようとする場合は、中央執行委員会の承認を得なければならない。

## 第7章 表彰

(表彰)

第45条 組合員で、この会の発展に功労のあった者においては、定期大会及び中央委員会において、これを表彰することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、表彰に関する必要な事項は、中央執行委員会で定める。

## 第8章 財務

(収入)

第46条 組合の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第47条 組合の一切の収入及び支出は、これを予算に計上しなければならない。但し、特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

### (基金)

第 48 条 組合は、大会の議決を経て、特定の目的の資金を積み立てるため、基金を置くことができる。

2 基金への積立金額は、毎年度予算に計上しなければならない。

3 基金は、その目的以外にこれを処分することはできない。

### (組合費及び臨時組合費)

第 49 条 組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額 1000 分の 12 に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。ただし、大会の議決により上限を定める。

2 長欠者、その他の事由により特に必要と認められた場合、組合費を免除することができる。

3 経費に不足が生じた場合、組合員に対し、臨時徴収金の必要性や金額の根拠を明らかにしたうえで、中央委員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。

4 既納の組合費及び臨時組合費は、払い戻しをしない。ただし、組合員が脱退した場合において、組合費控除中止が事務処理上間に合わなかった場合を除く。

### (資産の管理及び処分)

第 50 条 組合の資産の管理及び処分は、大会の議決を経て中央執行委員長がこれを行う。

### (会計年度)

第 51 条 組合の会計年度は、毎年 4 月より翌年の 3 月に至る期間とする。

### (会計報告)

第 52 条 組合のすべての財源及び使途、主たる寄付者の氏名、並びに現在の経理状況は、組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、毎年 1 回大会に報告し承認を得なければならない。

### (規則委任)

第 53 条 組合の財務管理及び会計経理に関する必要な事項は、別に定める。また、旅費については「旅費規程」を別に定める。

## 第 9 章 救援

### (犠牲者救援)

第 54 条 組合は、組合の目的達成のための活動を通じて不利益及び損害を生じた組合員（以後、「犠牲者」という。）に対して、援助するものとする。

### (救援の方法)

第 55 条 犠牲者の救援は、大会又は中央委員会の議決に基づいてこれを行なうものとし、その対象、内容及び方法などに関する必要な事項は、別に定める。

# 宇都宮市職員労働組合投票規程

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第 1条 この規程は、宇都宮市職員労働組合同規約（以下「規約」という。）第43条第2項、第58条第3項、第59条第2項、第60条第2項及び第61条第2項の規定による、選挙及び投票の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(投票事務の管理)

第 2条 この規程に定めるすべての投票に関する事務は、宇都宮市職員労働組合選挙委員会（以下「選挙委員会」という。）が管理する。

(選挙委員会)

第 3条 選挙委員会は、中央委員会において組合員の中から承認された5人の選挙委員をもって組織する。

2 選挙委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまでは、在任しなければならない。

3 選挙委員が退職しようとするときは、選挙委員会の承認を受けなければならない。

4 選挙委員は、選挙委員会の委員長（以下「委員長」という。）を、互選しなければならない。

5 委員長は、選挙委員会に関する事務を処理し選挙委員会を代表する。

6 選挙委員会は、委員長が招集する。

7 選挙委員会は、選挙委員3人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 選挙委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 この組合の職員は、委員長の命を受けて選挙委員会に関する事務に従事する。

(副中央執行委員長及び中央執行委員の定数)

第 4条 規約第41条第1項第2号及び第6号に定める副中央執行委員長及び中央執行委員の定数は、中央委員会で決定する。

## 第2章 役員の選挙投票

第1節 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第 5条 この組合の組合員の資格を有しているものは、役員の選挙権を有する。ただし、規約第13条第2項第2号に規定する権利の停止処分を受けている者は、この限りでない。

(被選挙権)

第 6条 前条の規定により選挙権を有するものは、役員の被選挙権を有する。



## 第2節 選挙の期日

(任期満了による選挙)

- 第7条 役員任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。
- 2 前条の規定による選挙以外の選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。
  - 3 選挙の期日は、少なくとも14日前に告示しなければならない。

(通知)

- 第8条 中央執行委員長は、役員任期満了すべき場合にあってはその任期満了の日前50日までに、役員任期満了による選挙以外の選挙にあっては、選挙を行うべき事由が生じた日から5日以内に、その旨を選挙委員会に通知しなければならない。

## 第3節 投票及び開票

(1人1票)

- 第9条 投票は、種別ごとの役員選挙につき、1人1票とする。

(投票管理者)

- 第10条 本規程によって行われる選挙投票について、投票管理者を置く。
- 2 投票管理者は、選挙委員会において組合員の中からこれを選任し、あらかじめ本人に通知しなければならない。
  - 3 本規程によって行う選挙投票が同時に二つ以上行われるときは、投票管理者の選任は1人をもって全部の選挙の投票管理者とすることができる。
  - 4 投票管理者は、投票の場所の最高責任者とし、投票に関する一切の事務を担当する。

(投票立会人)

- 第11条 投票管理者は、投票立会人2人を選任し投票に立ち合わせなければならない。ただし、役員種別ごとの選挙を同時に行うときは、2人をもって全部の投票の立会人を兼ねさせることができる。
- 2 役員候補者は、投票立会人となることができない。

(投票管理者の職務代行者)

- 第12条 職場の分散する分会にあっては、必要により投票管理者の職務を代行するものを出先職場ごとに置く。
- 2 投票管理者の職務代行者は、出先職場における選挙投票について、投票管理者の職務の一部を代行する。

(投票の場所)

- 第13条 投票の場所は、各分会に一か所とし、投票管理者が指定した場所とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、出先職場に必要により投票所の代行所を置く。

(投票時間)

- 第14条 投票の時間は、選挙委員会がこれを決定し、選挙の期日とあわせて告示するものとする。

(投票の場所における投票)

- 第15条 組合員は、選挙の当日、自ら投票所に行き、組合員名簿に対象を経て投票しなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第16条 投票用紙は、選挙の当日投票の場所において組合員に交付するものとする。

2 投票用紙の様式は、選挙委員会が定める。

(期日前投票)

第17条 組合員で選挙の当日公務出張、疾病、年休等により自ら投票所に行き投票することができないものの投票は、選挙の期日前7日から選挙の期日の前日まで、投票することができる。

2 前項の投票をしようとする者は、所属の投票管理者にその事由を申し出て投票用紙の交付を受け、当該候補者の一の氏名を記載して封筒に入れ、封をして当該選挙の種別及び投票中の旨並びに投票者の氏名をその表面に明記して、投票管理者に提出しなければならない。

3 投票管理者は、前2項の規定により不在者投票をした者がいるときは、組合員名簿にその旨を印し、二重投票を防止し、その投票は選挙の当日まで、これを厳重にその責任において保管し、投票終了時刻になったときは、その封筒を開披して、これを投票箱に入れなければならない。

(投票の終了)

第18条 投票管理者は、投票終了時刻が経過したときは、直ちに投票箱を閉じ、投票立会人と共に封印をし、組合員名簿その他関係書類を添えて直ちに開票管理者に送付しなければならない。

(開票)

第19条 開票に関する事務を管理するため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、組合員の中から選挙委員会の選任した者をもってこれに充てる。

3 開票の日時及び場所は、あらかじめ選挙委員会が告示しなければならない。

(開票立会人)

第20条 候補者は、組合員の中から本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日までに、選挙委員会に届け出ることができる。

2 前項の規定により届出のあった者が5人を超えないときは、直ちにその者をもって開票立会人とし、5人を超えるときは、届出のあった者の中から選挙委員会がくじで定めた者5人をもって開票立会人としなければならない。

3 開票立会人が3人に達しないとき、又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないときは選挙委員会において、組合員の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、開票に立ち合わせなければならない。

(投票の効力)

第21条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した組合員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第22条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

- (3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの。
  - (4) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。
  - (5) 候補者の氏名を自書しないもの。
- 2 第28条の規定による信任投票において、次の投票は無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いないもの。
  - (2) ×の記号以外の事項を記載したもの。
  - (3) ×の記号を自ら記載したものでないもの。
  - (4) 候補者のだれに対して×の記号を記載したか確認し難いもの。

(開票の結果)

第23条 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、開票録を作り、開票立会人とともにこれに署名し、直ちに委員長に報告しなければならない。

(開票結果の公表)

第24条 委員長は、開票管理者からの報告を受けた日又はその翌日に選挙委員会を開き、その報告を調査し、選挙投票の結果を認定しなければならない。

2 委員長は、選挙録を作り、選挙委員会に関する次第を記載し、これに選挙委員とともに署名しなければならない。

3 委員長は、結果が確定したときは、直ちに結果を公表しなければならない。

#### 第4節 候補者及び当選人

(候補者の届出)

第25条 役員の候補者となろうとする者は、当該選挙の告示のあった日から2日間に、文書でその旨を委員長に届け出なければならない。

2 他の組合員を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に文書でその推薦の届出をすることができる。

3 候補者は、第1項の期間の末日までに文書で委員長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

4 前各項の規定による届出のあったときは、委員長は、直ちにこれを告示するとともに、投票管理者に通知しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第26条 次の各号に掲げる者は、当該選挙の立候補者となることができない。

- ① 投票管理者
- ② 開票管理者
- ③ 選挙委員会委員

(当選人)

第27条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙委員会において委員長がくじで決める。

(信任投票)

第28条 第25条第1項及び第2項の規定による届出のあった候補者が、その選挙における役員の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、当該候補者について信任投票を行う。

2 前項の信任投票は、投票用紙に印刷されている候補者の氏名の上の記載欄に、当該候補者に不信任投票をする場合は自ら×の記号を記載し、信任の場合は何等の記載をしない記号式とする。

3 信任投票における当選人の決定は、投票者の過半数の信任を得た者をもって当選人とする。

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第29条 当選人が定まったときは、委員長は、直ちに当選人の氏名、得票数、所属分会等を告示するとともに、その旨を当選人に告知し、併せて執行委員長にも報告しなければならない。

(当選の効力の発生)

第30条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告示があった日から生ずるものとする。

## 第5節 選挙運動

(文書図画の頒布及び掲示)

第31条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の表に定める枚数以外は、これを頒布して、又は掲示することができない。

区 分	ビ ラ	ポ ス タ ー 長さ42cm
候補者の別		巾 30cm以内
中央執行委員長	400	400
副中央執行委員長	400	400
書記長	400	400
書記次長	400	400
財政局長	400	400
中央執行委員	400	400
監 事	400	400

2 前項の文書図画は、選挙委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。

(その他の運動)

第32条 その他の方法による選挙運動は、選挙の公平かつ適正を害しない範囲内において自由とする。

(選挙公報の発行)

第33条 選挙委員会は、役員の選挙について、選挙公報を発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第34条 役員の候補者が選挙公報に氏名、経歴、抱負等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具して、当該選挙の期日の告示のあった日から2日間に、選挙委員会に文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、字数100を越えることができない。

3 選挙公報には、候補者の写真も掲載することができる。

(選挙公報の掲載順序)

第35条 選挙公報において、この用紙に2人以上の候補者の氏名等を掲載するときは、その掲載の順序は、選挙委員会がくじで定める。

2 役員の全部又は一部を同時に行う選挙にあっては、その選挙についての選挙公報を同一用紙に掲載することができる。この場合の役員の種別ごとの掲載順序は、選挙委員会が定める。

(その他)

第36条 前3条に規定するもののほか、選挙公報に関し、必要で事項は選挙委員会が定める。

## 第6節 異議申立

(選挙の効力に関する異議申立)

第37条 役員の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある組合員又は候補者は、第29条の告示の日から7日以内に、文書で選挙委員会に対して異議を申し出ることができる。

(異議申立の決定)

第38条 前条の規定により異議の申出があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異議を及ぼす虞があるときに限り、選挙委員会は、異議申出のあった日から14日以内に、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

2 選挙委員会は、前項の規定による決定をしたときは文書をもってし、理由を付けて異議申出人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

3 前1項の事由が生じた場合において、第27条及び第28条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、選挙委員会は選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行う。

### 第3章 役員 の 罷免、他団体への加入及び脱退、規約の改正 又は組合の解散合併の賛否の投票

#### 第1節 投票権

(投票権)

第39条 役員 の 選挙権を有する者は、役員 の 罷免、規約の改正、他団体への加入及び脱退又は組合の解散合併の賛否の投票 (以下「賛否の投票」という。) をする権利を有する。

#### 第2節 その他の規定

(中央執行委員長の通知)

第40条 中央執行委員長は、賛否の投票に付すべき事件が生じたときは、その事件を審議した大会の議事録及び投票に付すべき原案を添えて、賛否の投票に付すべき事件・生じた日から5日以内に、選挙委員会に通知をしなければならない。

(投票の日時の告示)

第41条 選挙委員会は、前条の規定による通知を受けたときは投票の期日を定め、その期日前7日までに告示しなければならない。

(賛否の決定)

第42条 賛否の投票は、組合員全員の過半数で決定するものとする。ただし、組合の解散については、4分の3以上の賛成、組合の合併については、3分の2以上の賛成を必要とする。

(準用規定)

第43条 第2章第3節投票及び開票に関する規定は、賛否の投票について準用する。

### 第4章 雑 則

(告示の方法)

第44条 この規程による告示は、選挙委員会告示とし、告示内容及び年月日を記載し、末尾に委員長名を記名押印し、これを各投票管理者に対する通知に添付して行うものとする。

2 投票管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、組合員の見易い箇所にこれを掲示するものとする。

(この規程に定めのない事項)

第45条 この規程に定めのない事項で、役員選挙投票及び賛否の投票の事務処理に関し、必要な事項は、これらの投票の公正な執行を確保するために必要な限度において、選挙委員会が定めることができる。

(規程の改廃)

第46条 この規程の改廃は、中央委員会において3分の2以上の同意を要する。

#### 附 則

1 この規程は、2007年5月17日から施行する。

## 宇都宮市職員団体の登録に関する条例 抄

### (規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会にその旨を届け出なければならない。

2 略

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

## 地方公務員法 抄

### (職員団体の登録)

第53条 略

2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4から10まで 略